

東浦町都市計画マスタープラン

～東浦町の都市計画に関する基本的な方針～

2020年3月

目 次

第 1 章 基本的事項

1-1 都市計画マスタートップランの役割と位置付け	1
1-2 改定の背景	2
1-3 目標年次・対象区域	3
1-4 計画の策定体制	3
1-5 計画の構成	4

第 2 章 東浦町における課題の整理

2-1 課題抽出にあたって	5
2-2 課題の整理	6

第 3 章 東浦町の将来都市像

3-1 将来都市像と都市づくりの目標	13
3-2 将来人口	16
3-3 将来土地利用フレーム	17
3-4 将来都市構造	19

第 4 章 都市整備の方針

4-1 土地利用の方針	28
4-2 市街地整備の方針	33
4-3 都市施設の方針	35
4-4 自然環境・景観の方針	46
4-5 安全・安心に関する方針	49

第5章 地域別構想

5-1 地域別構想の考え方	51
5-2 地域別構想（森岡地域）	52
5-3 地域別構想（緒川地域）	61
5-4 地域別構想（緒川新田地域）	70
5-5 地域別構想（石浜地域）	78
5-6 地域別構想（生路地域）	86
5-7 地域別構想（藤江地域）	94

第6章 実現化方策

6-1 住民・事業者との協働	103
6-2 計画の進捗管理・見直し	105
6-3 重点的プロジェクトの整理	106

参考資料

東浦町都市計画マスタートップラン検討委員会名簿	111
用語集	112

第1章 基本的事項

第1章 基本的事項

1-1 都市計画マスタープランの役割と位置付け

1. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられる計画です。

都市計画マスタープランは、長期的な視点から、将来都市像や都市づくりの目標、これらを実現するための整備方針等を示します。そのため、計画的な都市づくりを実現するための都市計画制度や個別の具体的な計画の策定、その他事業・施策を進めていくまでの指針として活用されます。また、地域住民、事業者、周辺市町など、様々な主体の間で、将来都市像を共有できるようになり、都市づくりに対する理解や協力、自主的な取り組みを促す役割を果たします。

2. 東浦町都市計画マスタープランの位置付け

東浦町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、東浦町（以下、「本町」という。）が持つ計画の中で最も上位の計画である「第6次東浦町総合計画」と愛知県が広域的な観点から知多地域の都市計画の方針を定める「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）」を上位計画として位置付けます。

本計画は、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものであり、地域レベルの都市づくりに対応するきめ細かな土地利用計画や都市の整備、開発、保全の方針などについても体系的に示すものです。これらに加え、都市を取り巻く優れた自然・歴史環境の保全、都市の防災性の向上への考え方などについても併せて示します。

■ 都市計画マスタープランの位置付け

知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）

即す

東浦町都市計画マスタープラン

- ・東浦町における課題の整理
- ・東浦町の将来都市像
- ・都市整備の方針
- ・地域別構想
- ・実現化方策

第6次東浦町総合計画
(第5次東浦町総合計画)

即す

踏まえる

- 東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- コンパクトなまちづくり計画
- 東浦町地域公共交通網形成計画
- 東浦駅周辺基本構想
- 東浦町緑の基本計画
- 東浦町の環境を守る基本計画
- 東浦町景観計画
- 東浦町公共施設等総合管理計画

整合

連携

1-2 改定の背景

2011年3月に策定した東浦町都市計画マスタープラン（以下、「前計画」という。）から約10年が経過しようとする中、全国的には人口減少、少子高齢化が本格化し、国においては、都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画、まち・ひと・しごと創生法によるまち・ひと・しごと創生総合戦略が創設され、社会情勢の変化に合った法改正が行われてきました。

愛知県では、2019年3月に知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）を改定し、「広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、魅力ある暮らしを支える都市づくり」を基本理念としています。

本町においては、2015年の国勢調査においてはじめて人口が減少し、今後も人口減少が進むと予測される中で、2019年3月に新たに第6次東浦町総合計画を策定し、「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」を将来の本町の目指す姿としてまちづくりを進めています。

こうした社会情勢の大きな変化や上位・関連計画の策定などを受け、これまでの本町におけるまちづくりを踏まえた上で、本町の新たな都市計画・都市づくりの方針を示すため、前計画を改定します。

今回の改定では、本町の都市計画に関する現況や問題点を把握するとともに、将来人口や産業、土地利用に関するフレーム、将来の市街地のあり方等を検討し、本町の都市計画上の課題と今後の方向性を導き出し、新たに本計画を定めます。

また、2015年9月には、2030年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択され、地方創生においても、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことが重要となりました。さらに、近年では、第四次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、自動運転、シェアリングエコノミー等）のイノベーションが急激に起きており、それらをあらゆる産業や社会に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現することが求められています。

Society 5.0で実現する社会（内閣府ホームページより）



1-3 目標年次・対象区域

1. 目標年次

今回の改定にあたっては、「第6次東浦町総合計画」に即し、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向を定めます。また、土地利用の誘導や都市構造の改変、都市施設の整備などについては、概ね10年後の長期的な視野を持った計画の立案及び実施が必要となります。そこで、本計画は2030年度を目標年次とし、2020年度～2030年度の概ね10年間を計画期間とします。

目標年次：2030 年度

2. 対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします（全域が都市計画区域）。

1-4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「検討委員会」と「作業部会」を設置し、計画内容を検討・協議しました。また、策定を進める中で、「町都市計画審議会」や「町議会」への説明報告を行いました。

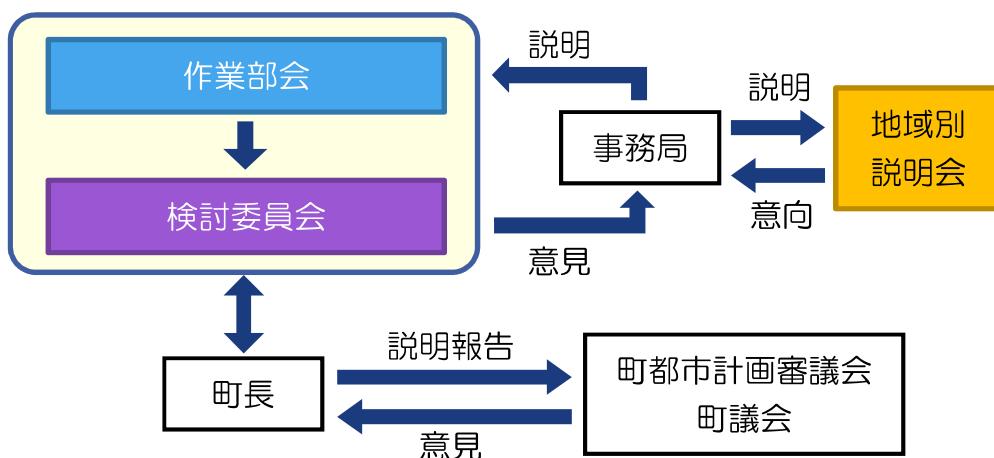
「検討委員会」

地域の実情に応じた創意あふれる施策や計画づくりを議論する場として、学識経験者などで構成する機関

「作業部会」

町組織の関連部局実務担当者で構成する機関

策定検討体制



1-5 計画の構成

本計画は、都市づくりに関する上位・関連計画や本町の現況を整理した「現況把握」と、都市づくりに関する住民意向を把握した取り組みである「住民意向」を踏まえて策定するものです。

「現況把握」

上位・関連計画における都市づくりの方針や、人口・産業・土地利用・都市施設・災害特性等の都市づくりに関する現況を整理しました。これに加えて、公共交通路線や医療・福祉・商業等の都市機能の配置と、人口分布から都市構造のコンパクトさについての評価を行いました。また、これまでに進めてきた施策・事業の進捗を確認しました。

「住民意向」

第6次総合計画策定期（平成29年7月～平成31年3月）に実施した「住民意識調査（アンケート）」（以下、「住民意識調査」という。）「企業・団体ヒアリング」「まちづくりワークショップ」「若者会議」「タウンミーティング」から都市づくりに関する住民意識を把握しました。また、本計画策定期には、地域ごとに説明を行う「地域別説明会」や計画策定期前に住民から広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施しました。

本計画の構成は、「第1章 基本的事項」「第2章 東浦町における課題の整理」「第3章 東浦町の将来都市像」「第4章 都市整備の方針」「第5章 地域別構想」「第6章 実現化方策」の全6章構成です。

■ 計画の構成

現況把握

- ・東浦町の広域的な位置付け
- ・東浦町の特性と動向分析
- ・都市構造評価
- ・施策・事業の進捗確認

住民意向

[第6次総合計画策定期]

- ・住民意識調査
- ・企業・団体ヒアリング
- ・まちづくりワークショップ
- ・若者会議
- ・タウンミーティング

[本計画策定期]

- ・地域別説明会
- ・パブリックコメント

東浦町都市計画マスタープラン

第1章 基本的事項

⇒本計画の改定の背景や目標年次等の基本的な事項

第2章 東浦町における課題の整理

⇒都市づくりにおける課題の整理

第3章 東浦町の将来都市像

⇒将来都市像と都市づくりの目標、将来人口、将来都市構造等

第4章 都市整備の方針

⇒土地利用、市街地整備、都市施設、自然環境等の分野別の方針

第5章 地域別構想

⇒地域区分、地域の現況や課題、地域のまちづくりの目標と方針

第6章 実現化方策

⇒本計画の実現化に向けた取り組みや重点的プロジェクトの整理